

令和2年6月定例総会

令和2年6月5日開催

議 事 録

土佐清水市農業委員会

ですね、まあ、出荷するように段取りで、今年、サンプル下川口家が出しましたが、

令和2年度第3回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年6月5日(金) 午前10時～10時30分

2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一会議室

3. 出席委員 (13人)

会長	5番	中山 巖
職務代理	2番	岡崎 直正
	1番	黒原 一寿
	3番	山本 美加
	4番	橘 なぎさ
推進委員	1番	岡田 弘重
	2番	池田 克彦
	3番	横山 保幸
	4番	宮上 昌三
	5番	上野 清吉
	6番	弘田 好希
	7番	田邊 昌一
	8番	池 俊伸

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

議案第1号 土佐清水市農業振興地域整備計画の変更(農用地除外)
についての意見聴取

議案第2号 農地法第5条の申請に係る意見の審議について

議案第3号 農地法第3条の規定に係る意見の審議について

議案第4号 その他の件について

①小学生が野菜づくりで地域をつなぐ事業について

②耕作放棄地再生(景観作物(コスモス))支援について

③次回開催日

6. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長 和泉 政彦

事務局係長兼農林水産課長補佐 岡田 哲治

事務局員 細川 美佐

農林水産課農業係 田邊 元寛

ですね、まあ、出荷するように段取りで、今年、サンプル下川口家が出しましたが、

会議の概要

議長
(中山会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、6月定例総会を開催いたします。

なお、この会議は、新型コロナウイルス対策として、消毒、マスク、換気、密集対策を行って実施致しますので、ご理解のうえご協力ください。

この際、本日の遅刻・欠席について、報告をします。

本日は遅刻欠席共にありません

それでは、議事に移ります。本日の議題は、

議案第1号 土佐清水市農業振興地域整備計画の変更(農用地除外)
についての意見聴取

議案第2号 農地法第5条の申請に係る意見の審議について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可の審議について

議案第4号 その他の件について

以上の審議についてお願いいたします。

なお、本日の議事録署名人として

4番 橘 委員

1番 黒原 委員 の2名を指名します。

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願いします。

それでは、

議案第1号の審議をおこないますが、複数の審議となりますので、個別に決議を求めるものといたします。

議案第1号 土佐清水市農業振興地域整備計画の変更(農用地除外)についての意見聴取① 担当者の説明を求めます。

事務局
(岡田)

議案書1ページをご覧ください。

まず先に本件は農地法第5条第1項ただし書き及び同項第8号の規定により、農地法施行規則第53条第1項第14号に規定されている、転用許可を要しない案件であるが、農用地からの除外は必要である、という案件に含まれますので、ご了承ください。

なお、確認につきましては、携帯の基地局設置でございまして、事務局の方で確認しております。担当委員の同席は今回求めておりませんので報告します。

それでは、内容の方説明していきます。議案の1号の①でございます。

除外を申し出る土地の概要ですが、地目が田、現況が畑、面積が463㎡中の6.0㎡となっております。登記名義人は記載のとおりでございます。現地写真がございしますが、場所の説明がちょっと難しい……。

池委員

説明しましょうか。山伏峠を三崎方面に下って、下りきったところで生コン工場が見えますが、そこで右側の市道、益野キノコバタ線を250～300mぐらい奥に入ったところです。

事務局
(岡田)

ありがとうございます。写真の右側にかっこ書きで少し、吹き出しの文字を書いてますが、現地確認に行ったところ、すでにもう基地局が建っている状態でした。配線工事をしておりましたが、ガイドラインの注釈を書いていますので読ませていただきます。

農業振興地域制度に関するガイドラインというのがありまして、平成12年4月1日に施工されております。

開発行為の許可が不要な施設としまして、施設を整備中又は整備後に、農用地等及び、農用地等とすることが適当な土地でなくなったとして、農用地の区域から変更とありますので、整備後という部分で、もう建設してありましたが変更を今回かけるものであります。

以上、事務局からの説明です。

議長
(中山会長)

以上で説明が終わりました。何か意見のある方は挙手のうえお願いします。

何かありませんか。

中山会長

ちょっとかまいませんか。本来はやっぱり、建設するまでに事務局の方に申請せなあいかんがやないですか。

事務局
(岡田)

申請はありました。県の方と協議しておりまして、審議後にお願いします。というところが、すでに着工していたところがありましたので、今回こういう報告になっております。すみません。

議長
(中山会長)

その他、何かありませんか。

池委員

この今の、53条第1項第14号は、こないだ、1月7日の時に抜粋して、中山係長に、もろうたんね、それには、除外の分については、前後、着工前でも着工後でもかまんようなことがあったと……。

中山会長

そうですか。

議長
(中山会長)

その他、何かありませんか。

ないようですので、採決に移ります。

議案第1号 土佐清水市農業振興地域整備計画の変更(農用地除外)についての意見聴取① について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本件は議案のとおり承認いたします。

続いて

議案第1号 土佐清水市農業振興地域整備計画の変更(農用地除外)についての意見聴取② について、担当者の説明を求めます。

事務局
(岡田)

はい、2ページをご覧ください。今回も①の議案と同様で、携帯電話基地局の案件でございます。

除外したい土地ですが、記載のとおりでございまして、地目が田、現況も田の部分でございます。面積が214㎡のうち18.9㎡となっております。名義人等は記載のとおりでございまして。

今回の除外の申し出の内容ですが、申請地は、KDDIの携帯電話基地局として建設するものでありまして、先程と同様に、転用許可は必要としない案件ではあるが、農用地からの除外が必要である案件ということで、審議をお諮りするものでございます。よろしく申し上げます。以上です。

議長
(中山会長)

以上で説明が終わりました。何か意見のある方は挙手のうえ申し上げます。

何かありませんか。

委員

ありません。

ないようですので、採決に移ります。

議案第1号 土佐清水市農業振興地域整備計画の変更(農用地除外)についての意見聴取② について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本件は議案のとおり承認いたします。

続いて

議案第2号 農地法第5条の申請に係る意見の審議について

担当者の説明を求めます。

- 4 -

事務局
(岡田)

議案書3ページ、4ページ、5ページと、6ページのA3の大きい資料にまたがって説明いたしますので、よろしく願いいたします。

まず、3ページでございます。

申請者の氏名等は記載のとおりでございます、事由が転用となっております。この案件は、令和2年1月の議案として、除外を行った土地で、その後、5条の申請が出されたものとなりますので、ご了承ください。

目的の適用欄をご確認ください。転用の目的ですが、もう、宅地でございます。年に、60日程度の割合で規制する方でございます、その時の宿泊用の住宅として使用する目的で、亡くなった兄から許可を受けて、平成15年に造成、17年に新築をしているものでございます。

農業委員会からの指摘で、農地転用してですね、今回、5条の申請を遅ればせながら、出すような案件となっております。

資金ですが、自己資金により建築しております。

4ページの写真をご覧ください。

これは、今年の1月の議案と同じ物ですが、上野のバイパス道路沿いとなっております。

5ページをご覧ください。

現況は、このように家が建っている状態です、確認しております。

6ページの説明をしますのでご覧ください。

まず、申請人等は、先程説明したとおりです。

農地の区分ですが、その他の農地として、第2-1-(1)-カ-(ア)に該当して、甲種・第1種・第3種のいずれにも該当しない農地で、面積は209㎡となっております。

農地区分の転用の目的としましては、周辺に3種農地を含む代替地はないため、適当と認めております。

資力及び信用ですが、自己資金と融資により建築しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性ですが、すでに建築しており、許可済。許可が適当と思われま。

行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、すでに建築されており、許可済です。

農地以外の土地の利用の見込みですが、宅地としてすでに使用しています。計画面積の妥当性ですが、公図、その他の資料により妥当と確認しております。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、周辺農地の所有者の同意をもらっていますので、支障はないと判断しました。

一時転用である場合には、その妥当性ですが、一時転用ではないため適当と判断しております。以上が事務局からの説明です。ご審議よろしくお願い致します。

議長
(中山会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

- 5 -

池委員

特にございません。事務局の説明のとおりです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
(中山会長)

以上で説明が終わりました。何か意見のある方は挙手のうえお願いします。

宮上委員

もう、現に家が建っちゃうがやけん、かまんがやない。

横山委員

もうすでに何年か経過していますが、そのなかで、近隣の農地からの色々な苦情とかなんかは全然ないがですかね。

事務局
(岡田)

はい、事務局から、近隣の農地に付きましても、弟さんに当たる、今回の譲渡人の方の農地もありまして、特に問題は出ておりません。

なお、先程、説明が抜けておりましたが、顛末書ですよね、申請が遅れたことの顛末書の方も、ご本人から出されておりますのでご報告しておきます。

横山委員

はい、分かりました。今まで特に問題が起きてないなら、えいがやないですか。

議長
(中山会長)

ないようですので、採決に移ります。

議案第2号 農地法第5条の申請に係る意見の審議について
議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本件は議案のとおり承認いたします。

続いて

議案第3号の審議をおこないますが、複数議題ですが一括審議をもとめるもの
といたします。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可の審議について①

農地法第3条の規定による許可の審議について②

担当者の説明を求めます。

事務局
(岡田)

はい、説明いたします。議案の7ページ、8ページ、9,10ページをご覧ください。
譲受人が同じ方となっておりますので、一括して説明させていただきます。

まず、7ページの方から説明いたします。

まず、申請者の氏名等でございますが、記載のとおりですので、ご確認ください。
売買によるものでございます。

土地の所在は記載のとおり、登記が田、現況が田、面積が909㎡となっております

ます。金額については、記載のとおりとなっております。

一番下の、農地法第3条第2項の関係でございますが、土地の利用です。
現在田が2,000㎡、畑が1,000㎡、採草放牧地が2,000㎡、今回申請地が

- 6 -

909㎡となっております、申請地これ、後のもう1筆の分を足して、合計6,843㎡となっております。

農業従事日数ですが、養豚業を営んでおりまして、365日の農作業従事日数となっております。

機械の保有台数ですが、トラクター、軽トラ、その他必要な機械は親類から借りて作業するというのでございました。

次の8ページをご覧ください。

申請者は記載のとおりでございますので、確認してください。同じく売買によるものでございます。

先ほどと同様で、今回の面積は363㎡と571㎡の934㎡となっております。

第3条第2項の関係でございますが、先程と同じものを記載しております。

位置図でございます。片粕の集落の奥に、養豚施設がございますが、その近隣の農地を買うということとなっております。

10ページをご覧ください。

95番の番地、記載しておりますが、養豚施設のすぐ裏の農地となっております、畜産用地として活用ということをお願いしております。

で、右側の108番の2、102番の4は水稻栽培にて活用すると聞いております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長
(中山会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明がありましたら、お願いいたします。

田邊委員

特に補足説明はございません。ご審議のほどよろしく願いします。

議長
(中山会長)

以上で説明が終わりました。本件について、意見、質疑のある方は挙手のうえお願いいたします。

なんか、ありませんか。

ないですか。

委員

……ありません。

議長
(中山会長)

ないようですので、採決に移ります。
議案第3号 農地法第3条の規定による許可の審議について①

農地法第3条の規定による許可の審議について②
議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本件は議案のとおり承認いたします。

- 7 -

それでは次に移ります。

議案第4号 その他の件について
事務局の説明を求めます。

事務局
(岡田)

はい、12ページと13ページをお開きください。農業委員会活動としての報告で
ございます。

まず、小学生が野菜づくりで地域をつなぐ事業、という名目としてですね、下川
口小学校の方で、カラーピーマンの栽培に取りかかっておりますが、何分新型コ
ロナのことがございまして、密がいかん。ということでございましたので、担当
事務局、会長で対応しております。

植付につきましては、新聞にも記載されておまして、ここに掲載しているとおり
ですのでご覧ください。植付を担当してくれたのは、3,4年生、5名の生徒と職員
とで植え付けております。

現在は、もう少し大きくなっておまして、今日、この後見に行く予定にしていますが、
夏の収穫に向けて、子供たちも楽しみにしながら、水やり等をしております。若干、
肥料がまた要りそうですので、会長と相談しながら、肥料等の対応等していき
たいと思います。

ただ、その、思うように育たない部分もございまして、枯れた株もございまして、
子供たちも上手くいかないのも勉強ということで、何が原因かは、また調べて行
きたいと思います。

そういった、いろいろな経験をしながら、下川口家での販売を目指してやって行
きたいと思います。これが、12ページの案件でございます。

13ページでございます。

耕作放棄地の再生。皆さんもご存じのことと思いますが、貝ノ川の方でコスモス
を植えたのを覚えてますでしょうか。竹やぶをみんなで切開いてもろうて、その後
ですね、これをイタドリ畑として再生しまして、高知県も取り組んでいる、イタドリを
ですね、まあ、出荷するように段取りで、今年、サンプル下川口家が出しましたが、
今後、居酒屋等のあてというか、つまみとして販売を計画してまして、有効利用が
されてきました。

その道の反対側を、今回、切開いたということで、また、あの時みたいにコスモス
畑、有効利用する前に、ちょっと一回復活したいな、ということで、相談がありまし
て、会長と相談したところですね、コスモスの種代ぐらいの支援ができないかと、
いう相談でしたので、農協の方に、すぐに問い合わせをしました。

そしたら、古くなる種ですが、安く分けていただけることになりましたので、農協

と交渉してですね、在庫がもうないということで、すぐに購入させてもらいました。事後報告で申し訳ないですが、この秋のコスモス畑に向けて、貝ノ川では下川口家が種を蒔いてくれるそうなので、ご報告させていただきたいと思います。
以上2点でございます。

- 8 -

- 議長
(中山会長)
宮上委員
何か、これに関して、言いたいこと、聞きたいことがありましたら、お願いします。
- 中山会長
ピーマンはどれくらい植えたかね。
- 中山会長
約20本ぐらい植えたのですが、この前農協で会があった時、いつやったかね、先週やったか、僕、畑に行ってみました。その時には順調に生育しておって、もうちょっと肥料やったらえいかな、という感じやったけん、そのことを担当の先生に伝えて帰ってきました。
で、今日、事務局と一緒に行くようにしてますけど、畑は、まあ、割と、この、見てのとおり、保護かけちょうけん、草はそんなに生えてなかったけんど、草の多かったところに立ちょうけん、生育はちょっとあまりよろしくない。ということでした。
- 議長
(中山会長)
上野委員
何かほかにありませんか。
- 上野委員
ピーマンの件では、会長ご苦労様です。
それで、貝ノ川の件ですがね、抜根その他、ちょちょこ見ましたがね、今のイタドリ植えちよとこの反対側ですね、もう、これ、きれいにできてます。
- 議長
(中山会長)
宮上委員
貝ノ川の方に行くことがありましたら、みんな見ちよってください。
- 宮上委員
イタドリを植えるというのは、種というか、もとは購入できるものかね。それとも、あるがを自分らで採取して植えるがかね。
- 事務局
(岡田)
はい、事務局から、最初の苗は購入しました。高知県で推奨する、イタドリの品質を一定に保つための品種がありまして、そこから購入して、2年ぐらい経たないと、大きいのが取れないので、活着する良いのが、片一方が僕らがコスモス植えたところが今、2年苗が増えてますので、見に行ってもろうたら、本当にもう……。で、手前側に1年苗がありますので、差が分かります。
- 宮上委員
買えるがやったらね、立石もイタドリを植えてみろうか、という計画をしよるがやけんど、イタドリの苗というか種というかを、どうするか分からんかったけん。
- 事務局
ただ1点ですね、イタドリは塩漬けせんといかんがですよ、皮はいで。その手間

(岡田) まで考えんといかんで、取って直ぐに出せるものではないので、その手間はかかります。

宮上委員 はい、ありがとうございます。

山本委員 はい、イタドリは県内でも、集落活動センターなんかでやってるところあるんです

- 9 -

けど、これは、採算が取れますかね。どんな風な感じになりますかね、手間暇かかりますよね。先ほど言ってたように、立石でも取り組もうとしよるがですけど、植えて、塩漬けをして、箱詰めとかして発送するようになると思うんですけど、採算が取れるかどうか、というところが心配です。

事務局 具体的な話は、総会が終わった後で、良いですか。

(岡田) 採算はですね、先程、山本委員が言ったように、高知市内に近い所なんですよ、取り組んでいる所が、そこは、食品卸団地から取りに来てくれます。で、こっちは持って行かないかんです。輸送費が乗るので、入りは高知市内に比べれば、減ります。で、手間賃等でいうと、そんなに差はないがですけど、売り上げから輸送費が引かれるので、手取りが減るといふ、厳しい状態が見えています。それがいわゆる、農協と同じ系統出荷の場合がそれです。

ただですね、いいタイミングがあつてですね、居酒屋さんで取引したいという処がありましたので、送料も、持ってもろうて、卸売り団地より、高い値段で取ってくれる処がありましたので、貝ノ川で栽培した全量は、そこに出ると思います。

後でまた金額等は詳しく説明します。

山本委員 耕作放棄地の解消とか、景観的なそういうところでは良いと思います。

議長 その他、何か聞いておきたいこととかありませんか。

(中山会長)

ないようですので

次回開催日について

次回の定例総会は、令和2年7月7日(火)午前10時から
会場は、土佐清水市役所第一会議室にて行います。

その他の件

他に何かありませんか。聞いちょきたいこと、やってみたいことなんかありませんか。議題にないことでも良いです。

ないようですので、これで6月定例総会を閉会といたします。

|